

## 第7回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

## 第7回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成15年 8月27日(水) 午後1時30分開会・午後4時5分閉会							
開催場所	南部川村保健福祉センター 2階 プララホール							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員  出席 20名 欠席 1名  凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわ彥	
		委 員	西野 正和	×		委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	中本 エミ子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	瀧川 博己			
県	委 員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	寺谷 敦			
	参 事	久堀 修二		事務局	谷本 忠広			
	次 長	大江 弘一						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

# 会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

## 4 . 議 事

### 議案事項

#### 議案第 11 号

平成 15 年度南部町・南部川村合併協議会補正予算（第 1 号）について

### 協議事項

#### （協議・確認）

協議第 27 号 学校教育関係の取扱いについて

協議第 28 号 社会教育関係の取扱いについて

#### （提案）

協議第 22 号の 1 新町まちづくり計画について（素案その 2）

協議第 29 号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 30 号 財産及び債務の取扱いについて

協議第 31 号 社会福祉協議会の取扱いについて

### 確認事項

第 8 回合併協議会開催日程等について

- 5 . 閉 会

## 第7回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成15年8月27日 午後1時30分

場 所 南部川村保健福祉センター 2階 プララホール

井上議長 定刻の1時30分になりましたので、ただいまより第7回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきたいと思えます。

ただいまの出席委員数は20人であります。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第3項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

それでは、まず開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしく申し上げます。

山田会長 残暑が殊のほか厳しい中ですが、ご出席を賜りましてありがとうございます。

協議につきましては、順次お願いをしまいつけてきてございます。本日もまた新たに4件の提案を申し上げております。提案につきましては、行政調整会議、いわゆる助役以下幹部職員による行政調整会議において、詳細密に検討を加え、それをもってまた首長会議の場においてさらに立場を変えて検討を加えまして、そして提案する、いわゆる成案を得まして提案を申し上げているところでございます。

できるだけ1つになる、一体化できるべく努めておるわけでありますけれども、ものによるとすぐに2つを1つにしてするということの難しさも出てまいることもあります。そのことにつきましては、暫定的な経過措置をとらざるを得ないかなということもあるわけでありますが、何はともあれ合併というのは1つにしていくという面で案をつくってございます。

それで一つ一つ1件審査をやりますとまた考え方も偏るわけでありますが、やはり全体的、総合的に検討、ご審査をしていただければ、トータル的には合併ができるというような条件が満たしてくると思えます。

話はちょっと違いますが、先日両町村の社会福祉協議会の皆さん方が合併後当然に1町1協議会になりますから合併されるわけでありますが、それにつきましていわゆる法定協議会というのを先般設立されまして発足をし、取り組みをしていただいております。そのようにいたしまして、本体とともに各団体におかれまして、合併の方向に進めていただいておりますので、総体的には両町村の合併はスムーズと言えれば言い過ぎかも知れませんが、しかし大体スムーズに進んでいるという状況でございます、大変ありがたく思っている次第でございます。

今日は、補正予算とそれから前回からお願いしている2件の確認と、それから新しく提案4件でございます。協議の議案の番号が順序になっておりません。飛んでおりますのは、まだもうちょっと案を得るまでのもう少し事務段階での協議が必要ということで、番号が飛び飛びになっておりますが、その点ご了承お願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます、開会に当たりましてのあいさつにいたします。ありがとうございました。

井上議長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員はA委員さん、B委員さんをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに議事の 議案事項で、議案第11号の平成15年度南部町・南部川村合併協議会補正予算（第1号）についてを事務局より説明をしていただきます。

小谷事務局長 会議資料の表紙含めて4枚めくっていただきますと、1ページでございます。

議案第11号 平成15年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)(案)について。平成15年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)(案)について別紙のとおり提出する。平成15年8月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、予算書は2ページでございます。

平成15年度南部町・南部川村合併協議会補正予算（第1号）。

歳入の部ですけれども、県支出金、県補助金、補正前の額 350万円、補正額 150万円、計 500万円。これは合併推進事業補助金として県から入る予定になっております。3、繰越金、補正前の額 1,000円、補正額 712万 9,000円、計 713万円。これは前年度の繰越金でございます。合計をいたしまして、補正前の額 1,550万 2,000円、補正額 862万 9,000円、計 2,413万 1,000円です。

歳出の部ですけれども、事業費、補正前の額 805万 7,000円、補正額 862万 9,000円、計 1,668万 6,000円。委託料 862万 9,000円の補正です。内訳につきましては、電算統一調査業務 337万 9,000円。これは、両町村合併をいたしますと、合併の初日にもう電算が稼働できるような体制にしなければならない必要がございますので、できるだけ早く調査業務を進めたいと考えてございます。それと、コミュニティバス調査業務 525万円。これ今回補正でお願いするわけなんですけれども、新町のまちづくり計画の中でコミュニティバスを走らせてはということを提案させてもらってございまして、その中身についてどういうふうな運行形態とかいろいろ調査をしなければならない部分がございます。それで、国の期間とも相談をしなければならない部分がございますので、できましたら早い機会から調査業務に入らせていただきたいなということで、今回補正をお願いしてございます。それから、補正されなかった額が 744万 5,000円、合わせて補正前の額 1,550万 2,000円、補正額 862万 9,000円、合計 2,413万 1,000円です。

次、3ページめくっていただきますと、今申し上げましたコミュニティバス、仮称なんですけれども、その事業化調査業務の概要ということで 525万円。どういうことをするのかというのを体系図に示してございます。地域交通の現状と課題ということで、現況についての分析を行いたいと思っております。それから、地方公共交通整理の事例分析ということで、運行目的やシステム、事業主体などによっていろんなパターン分けができることがありまして、それらを含め長所、短所を分析したいというふうに思っております。3番目には、公共交通の必要性と基本方向、これらにつ

いてに明らかにするようにということで調査を進めたいと思っております。4番目には、住民ニーズの把握ということで、住民、企業、交通事業者、その他関係団体等といろいろご相談をしながら協議を進めていく部分の把握をしたいと思っております。それから、最後に5番目には運行計画の検討ということで、ルートとかシステム、サービス水準、車両の数、運行要員といった具体的なものを検討を加えて、陸運局など監督官庁との協議を行えるような準備を進めてみたいというふうをお願いをさせていただきます。これが525万円の内訳でございます。

以上で、補正予算の提案でございます。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいま事務局より議案第11号 平成15年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)についての説明がございました。これにつきまして皆さん方にご審議をいただきたいと思っております。ご意見、ご質問ある方は、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

何かご意見、ご質問ございませんか。

ご意見がないようでありますので、異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成15年度南部町・南部川村合併協議会補正予算(第1号)については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 議案第11号の平成15年度南部町・南部川村合併協議会補正予算については、原案のとおり承認をされました。

以上をもちまして、議案事項についてを終わりたいと思っております。

引き続きまして、 の協議事項に移らせていただきます。

前回の第6回協議会において提案をされました2項目の協議事項について協議を行います。

では、協議第27号 学校教育関係についてのご協議をお願いいたします。

事務局から説明をしていただきます。

小谷事務局長 前回、第6回の合併協議会で配付させていただきました資料に基づいて説明をさせていただきます。

前回の資料で7ページ、協議第27号でございます。学校教育関係の取扱いについて。学校教育関係の取扱いについて提出するというので、中身については8ページ以降に個々に載っております。

まず1つ目、育英奨学金制度については、財団法人南部育英会に一本化し、育英資金の貸し付け事業を継続する。備考に書かせてもらっておりますように、南部育英会基本財産に南部川村育英奨学金貸付基金の基金残額を合わせ、基本財産及び運用財産として引き継ぐ。貸し付けの継続中の対象者については、現在の貸付額を継続して貸し付ける。それぞれ貸し付けている貸付残金、債権についても引き継ぐものとするということで、南部町にございます育英会の方に一本化をしようとい

うことでございます。

なお、中身等細部にわたっての調整は南部育英会の理事会がでございます。ですから、新町になってから理事会を開催して、その中で細かい部分、決定されることになるかと思えますけれども、南部育英会と南部川村育英奨学金を一本化しよう。南部育英会に合わそうという案でございます。

続きまして、9ページでは幼稚園関係でございます。幼稚園の入園対象は新町全体とし、合併までに入園希望者増加への対応を検討する。また、幼保一元化も見据えて、新町において施設の移転・改築も含め検討する。幼稚園の保育料については、新町において調整するという事で、南部町には町立南部幼稚園、南部川村には村立の幼稚園はございません。中身はそこにあるとおりでございます。

それから、10ページでは私立幼稚園就園奨励補助金関係です。私立幼稚園就園奨励費補助金については新町全体を対象に実施する。補助基準額については合併までに検討するという事で、南部川村では私立幼稚園への就園奨励費補助金を出してございます。南部町は現在ございませんけれども、新しく合併いたしますと新町全体を対象に実施をしようという案でございます。

続きまして、11ページでは通学費補助でございます。調整の方針案ですが、交通機関を利用した通学費助成及び遠距離通学助成については、通学時の安全確保及び保護者負担の軽減を図る必要があることから、新町においても実施する。ということで、現在南部町では堺地区からバス通学、岩代地区からは電車通学となっております。

なお、山内目津・千里地区の小学生の保護者に対して年間1万円、南部川村の方では高城小学校ではスクールバスを運行しております。あと、上南部小学校、清川小学校につきましては4キロ以上の児童の保護者に1万5,000円補助をしてございます。これらは、新町になっても継続してやっていこうということで、事務局で調整をする中で出てきておりますのは、補助基準で1万円と1万5,000円の違いがございますけれども、1万5,000円で統一したらということが事務局では話し合われてございます。

続きまして12ページ、学校給食関係です。学校給食は現在実施している学校については現行どおりとし、未実施校については実施校の方式を参考に合併後早期に実施する方向で検討するという事で、南部川村小学校3校、中学校3校行ってございます。南部町は、小学校2校、中学校1校実施してございませんけれども、早期に実施できる方向で検討をしようという案でございます。

それから13ページ、学童保育所の関係でございます。学童保育所については現状で継続し実施する。未実施校区での実施については新町において検討する。現在南部小学校区だけ学童保育を行ってございます。あと、上南部小学校、高城小学校、清川小学校、岩代小学校の校区につきましては、新町において要望もあればやっていく方向で今後検討しようという案でございます。

以上が、学校教育関係の取扱いでございます。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明をいたしました協議第27号 学校教育関係につきましてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

はい、C委員。

Ｃ委員 一括して協議されるようなので、幾つかまとめて申し上げたいと思います。

まず最初は育英奨学金制度ですが、今、事務局長から補足的な説明がありましたのでわかったのですが、調整の方針のところをなぜ書かなかったのかなという思いをしています。例えば、支給対象者というのですか、支給額というのですか。そこに違いがあるわけですね。それをどこで調整するのかなと思ったんですが、それを調整方針に書いた方がよかったのではないかなというふうに思っています。新町になって、理事会でその辺の調整がなされるということですので、その際に南部町議会でも先だつての議会等でも、この奨学金の対象者に最近ちょっと増えております専門学校生徒に対する奨学金っていうんですか。こういうのも、ぜひ検討してほしいというような議論がありましたので、その点もぜひ一緒に取り上げていただけたらなという思いをしています。

それから、２つ目は幼稚園のことですが、合併しますと入園希望者が増えてくるのが目に見えているわけですが、ここに入園定員とか入園児数が書かれておりまして、５歳児については若干余裕があるわけですが、３歳児とか４歳児についてはいっぱいということですね。この辺のところを施設的に不可能な状態ですから、どのようにするのかなという思い、増築をするのかどこかで分離してやるのかというような、そんなことを思っています。

後段の部分には、新町において施設の移転・新築ということが書かれていますが、これに異議はないわけですが、これも含めて通園バス等もその場合には配慮されるのであろうというふうに思うんですが、そうすると用地等についてもかなり幅広い考え方ができるのかなという思いをしています。

特に、定員の問題でいいますと入園定員が３歳児２０人というふうになっていますが、これは結局は保育所と幼稚園で振り分けをして数合わせをしているというふうに思うんですね。保育園の方に回している人たちがおると言われるのですが、これでその振り分けの中で幼稚園に入れなくて保育所に回った方々にはやっぱり不満があるんですね。したがって、幼稚園と保育所への３歳児時点での振り分けというのは、保護者の皆さんの納得する形での対処が必要ではないかなという思いをしています。

それから、次は通学費の関係ですが、これも今補足説明がありまして違っている部分については１万５,０００円で調整ということのようですが、そういう形で調整されるということについてはいいのではないかなというふうに思っています。

最後に、学校給食についてですが、学校給食についてはここに書かれているとおりなので、この書かれていることに異論はないわけですが、先日ちょっと議会の中でもこれについて話をしました。後段の部分ですね。「未実施校について、実施校の方式を参考に合併後早期に実施する方向で検討する」と、この検討に当たつての要望という形なんですが、合併しても給食を現在の南部川村で実施するためには現行どおりというこの表現でいいわけなんですが、しかしその合併後に未実施校で実施する場合に、町議会の中には高城地区や清川地区で教師をされた方がおりまして、給食が冷めた、冬場は特に冷たい給食を食べなあかんとか、遅れてしまったりとかというようなそんなことがあったというような、そういう経験談から、やっぱりその新町において全町的に給食を実施す

る場合には、例えば高城、清川とか岩代というところは自校方式に近い形のものを取り入れて、上南部小中、南部小中はセンター方式とか、そういうことも考えの1つに入れるべきではないかというような、そういう意見が出されておりましたので、未実施校での給食を検討する場合にも、そういう点についてもお考えをいただけたらというふうに思います。

以上です。

山田会長 山崎副会長、南部町の給食についてお願いします。

山崎副会長 会長の方から、南部町の給食のことについてということで、南部町の考え方を申し上げていいのかどうか、ちょっと迷うところがあるのですが、基本的に報告がありましたように、給食が未実施の地域というのは南部町のことです。我々の考え方といたしましては、そういう実際に給食を所管とする教育委員会等の意見、あるいは議会における答弁等からいまして、積極的に導入に向かって検討をするということでもあります。

したがって、これは幾つか、これ以外にもコミュニティバスなんかもそうありますが、来年の10月1日の合併と同時にできることと、それからできないことがありますよね。例えば、税の課税の問題というのは、これはもう10月1日からしないとおかしいわけですけれども、そういうふうなもの、今のようなコミュニティバスの実施をどういうふうにするのかとか、あるいは給食をどういうふうにするのかということについては、例えば給食を支給する南部川村方式の形にするのがいいのか、あるいは民間委託がいいのかですね。そのことだけでも非常にこれ議論の問題があるでしょうし予算の問題もあるだろうと。

従いまして、12月の合併協定のときには給食を実施するという今局長が報告したような形で、それで協定を結ぶのか。それ以上に具体的な形で協定を結ぶのかというのは、これは両町村の間でもこの趣旨を受けて考えなきゃならんだろうというふうに思います。

しかし、現在の南部町において給食を実施するという考え方の場合に、それを1年間で結論を出すのか2年間で出すのか、3年間の間に済むのか。あるいは、ただ単に給食だけならよしいけれども、ランチルームをつくるということまで踏み込んでいけば、これは南部町だけの問題じゃないですね。南部川村においても、ランチルームをどういうふうにするかということになりますと、教室で食べるというのとランチルームで食べるというのは、全然教育的な意味も違うわけなので、そこまで踏み込んでいくのかどうかというようなことも私は結論を出さなきゃならんだろう。しかし、それは後において、まず給食を実施しようということになるのか。その辺は新町において検討委員会をつくっていただいて、早期に結論を出していただくと。これは、ただ新規にやりますけれども、南部川村で実施されておりますから、いわゆる経験則というのはあるわけですね。そういうことから、今回の合併の問題、合併協議会においては基本的に全町において給食を実施することを前提として協定を結び、実現に向かって努力をすると、こういうことが我々首長会議における結論であります。

以上です。

山田会長 次に幼稚園のことですが、南部川村に公立幼稚園がありませんので、経過なり状況を申し上げておきます。

南部川村には、学校法人による私立の幼稚園があります。これは、かつては公立の保育所と同じ施設で同じような状態で経営されておったわけではありますが、それが分離をして公立は公立保育所、そして私立の幼稚園というように分かれました。それで、そのときお互いに公私の幼児施設でありますし、ですけれどもお互いに共存共栄のという基本線で進めていくということで、それが今なお守られております。それで、公立保育所としては、そのときの状況としては園児の募集にしても先に私立をやってもらいまして、その後に公立をというようなことでやってもらってきております。

それから、バスにつきましては公立保育所の場合は、いわゆる村立保育所はバスを3保育所とも使っております。そのバス運行主体は保護者会であります。それに対しまして村が、幾らかの助成、補助金を出しているということで。ということは保育所の場合は保育所の施設の中まで、中へ入ってからお世話するというので、それまでは保護者の責任という建前があるようでありましたのでそれを守ってきておりますので、バスの運行は今申し上げたような状態になっております。

今後、ここにも書いてありますように、移転改築ということも検討するという事になってありますが、これも我々の検討段階で将来的には今の施設のままでいけばいいですけども、施設が狭くなったり、あるいはまた時代の要請によりまして対象児童が増えてきたりとか、あるいはまた今度は国の方の動きになります幼保の一元化ということが制度化してまいりますと、施設のやりかえもしなきゃならないなど、こういう考えでこういうふうに移転・改築を検討していくというような柔軟性を持たした方針を出しております。

山崎副会長 幼稚園の問題について、これも南部町に幼稚園があるわけですので、委員ご質問の幼稚園と保育所の関係ですね。我々忘れてはいけないのは、今、南部町と南部川村の間で協定、どうするかかどういふふうにするかというところを出ているんですが、来年の10月過ぎたらこれはもう「みなべ町」なんですね。だから、みなべ町に旧南部川村の人と旧南部町の人があるわけじゃないんですね。来年の10月1日からもう既に1つの町民になっているわけで、我々議論いたしましたのは、じゃ、南部幼稚園へというのは希望者があるときに「あなたは旧南部川村ですから別の方法で考えてください」というようなことが、こんなことを言えるはずがないですね。だから清川であろうが高城の方であろうが、距離に関わりなしに南部幼稚園へ申し込みがあった場合に、これは希望者として考えなきゃならん。だから、義務教育とは違いますけれども、そういうことで地域別にそういうことの希望をどうこうするというわけにはいかない。だから、旧南部町の人に優先度を与えるということも、できないと思います。

ただ、これは南部町と南部川村の1つの特異現象なんです、他の団体になりますと、今民間の方が希望者多いんですね。だけど、南部町には民間の幼稚園はありませんね。南部川村には1つあるというふうに私はお聞きをしておりますし、南部町からも随分通っていらっしゃいます。これ

は、南部幼稚園に入れなかったから行かれた方もあるでしょうし、あるいはそれは自ら南部川村の幼稚園へ行きたい、これは行政区域に関係ありませんよね。希望で田辺市へ行っている人もあるんです、現実に。だから、これは勝手だと。

それと、もう一つ村長さんがおっしゃられたように、我々これから大きな検討課題とは幼保一元になるうがならまいが、南部町においては芝地区にある、当初には同和の関係でできた保育所でありましてけれども、これは同和地区にというような形に限定をしているわけではもちろんありませんで、南部町唯一の町立の保育所なんですね。あと2つありますけど、これは若干民間といいますか、町の管理の中に入っておりますが町立ではありません。そういう状況の中で、早晚芝地区にある保育所も改築の段階にあるということ。それから、運動場の広さの問題もあるということ。それからいきますと、幼保一元になるうがならまいが、保育所を一元化するという。これは高城、清川の皆さんまでそこにどうこうということにするのか、旧南部町と旧南部川村、旧南部川村というのは高城、清川以外の地域なんです、その地域割りを考えた保育所と幼稚園を両立、両建てするという、これはもう皆さんご存じのように全国的に幼保一元ではなしに、同じ施設の中に保育所と幼稚園のあるところがもうごまんとあるんです、全国に。その方式を採用するか、いや、それは幼保一元という国の方針、文部科学省と厚生労働省が1つになって文部省所管になるとか、そういうときに考えるべきことなのか、あるいはもう同じ敷地の中で園長と、保育所の所長を2人置いてやってるんですね。

だから、給食の内容も若干違うんですが、そういうふうなやり方の、先端的なやり方を採用するのかどうか。これも10月1日無理ですね、はっきり申し上げて。だから、新町になったときに、ただいま運営をされている民間の幼稚園だとか保育所の問題等も含めて、新町において結論を出す。そういう結論、協定を南部町と南部川村が合併をする前提として協定すべきだろうと。それも、新町の町長さんが考えるべきことですが、当然のこととして専門委員会を置いて、それを住民の合意をアンケート等もいただいて決定をして、新しい町が発足したその翌年度当たりにもう既に予算化するのかどうか。だから、大きな合併の協定要綱ではないかと、こういうのが我々の審議の過程でした。

以上です。

井上議長 ほかにご意見、ご質問、ございませんか。

D委員 Cさんからのお話もあったところなんです、給食なんですけど、先ほどからお二人の答弁を聞いておいて余計に感じることもありますが、給食で感じるというんじゃないし全体的に感じる話なんですけども、給食のことですと、こんなに調整方針をくくらない方が、例えば「学校給食は未実施校については合併後早急に実施する方向で検討する」と。その実施しているところがどうかね、実施校の方式を参考にとかね、新町になるのやから、実施してないところがあるのやから、そこを実施する方向で検討するということで、そのときに新町としてどういう方向、どういうくくりでやったら一番いいのかというようなことも含めて、ここまでくくらない方が、決めきらな

い方がいいのと違うかなという気がします。

幼稚園のことも、もうちょっと大ざっぱに提起をしておいた方が、ここでは入園希望者増加への対応ということと、幼保一元化を見据えてということが頭にかぶってあるから、そこら辺をもうちょっと大ざっぱに表現しておいた方が、副会長の答弁にもあったように、新町においての検討課題だと思います。

山崎副会長 ただいまのようなことも首長会議においても意見として出ました。ただ、それはそのD委員さんに反発するとか何でもないんですが、そのときの意見としては、そんなことが住民にわかるだろうかということですね。1つポイントとしては、そのあいまいもこと表現をするということは、これ行政独特のやり方なので、大体検討しますということはやらないということの代名詞だとよく言われる面もあるんですね。

だから、これは公開をしていくという1つの給食に対する基本的な姿勢は、基本的にはやるのかやらないかというウエイトがどちらが高いのかと。少なくとも、南部町の教育委員会なりその識者の皆さん方からで議会で答弁したのは、積極的にそれを実施することにして、南部川村との調整をしていきたいということを議会答弁もいたしております。

だから、これははっきり明記することがいいのではないかと。しかし、事がこれは大事業でありますから。非常に財政的な問題もあります。あるいは、時代的背景もあるでしょう。だから、これは我々の責任がないというわけでは決してありませんけれども、新町の皆さんに全部責任を持たずということではありませんけれども、そういうことを前提にして南部町と南部川村の間に協定をして、12月に議会の議決をいただいて、それを受けて新町で前向きに検討していただく。しかし、いろいろの検討した結果、これは時期尚早であるとか、あるいは3年後に延ばすとかいうのは、これは新町の検討委員会なり議会なりで結論を出すべきことです。しかし、我々は協定を結ぶ前提として南部町の現在の時点ではそうだとということですね。

それから、もう1点の保育所の関係もそうなので、まさにこれはあいまいもこと表現することは、非常に住民の皆さん方、私は今南部の町長としても南部の幼稚園に入れたいということを随分苦情を聞かされているんです。年齢を下げましたから、だからあそこを増築するということがもう不可能なんですね。だから、やろうとするなら当然のこととして新しく幼保一元の問題は別にして、保育所問題と合わせてそういう総合的に解決をして、新しい土地を求めて新しく幼稚園、保育所体制をつくるという、これが1つの基本的な考え方でなければいけないのではないかと。それを示すことが、この協定の合併協議会の南部の町長として、あるいは南部川の村長としてそういう協定を結ぶというようなことについては、そういうことを皆さん方に首長会議において協議をいたしました。それで、皆さんにご審議をしていただくというのがそういうことでありますので、我々の真意をご理解いただきたいということです。

以上です。

井上議長 他に何かご意見ございませんか。

特に、ご意見もないようでありますので、協議第27号 学校教育関係については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしのご発言がございました。

よって、協議第27号 学校教育関係については、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第28号 社会教育関係についてご協議をお願いします。

事務局から説明をしていただきます。

小谷事務局長 続きまして、14ページ、社会教育関係の取扱いについてということで提案しております。中身につきましては、16ページ以下にございます。

まず16ページ、生涯学習のイベント等でございますけれども、生涯学習イベント等については、合併後新町において内容、テーマ、開催日、開催場所等を調整し実施するというので、現在南部町では「まちづくりを考える集い」というのが行われております。南部川村の方では「フレッシュ梅の里フェスティバル」ということで行われてございます。中身につきましては、そこにあるとおりでございます。

17ページに移りまして、青年団関係ですけれども、青年団体育成事業は新町で一元化して実施し、青年団については新町で一本化するよう調整する。備考のところにありますように、青年団については一元化に向け協議をしてもらおうということで、連合組織をつくるつくらないというのは、これはあくまでも青年団主催で行いますけれども、一元化に向けた協議をしてもらおうよう行っていきたいと書いております。合併後は、清川、高城、上南部、南部青年団で連合青年団の結成を指導していきたい。なお、青年研修につきましては従来どおり継続して実施をするという調整案でございます。

18ページ、成人の日の式典でございます。成人式については、新町で一元化して開催するというので、式典内容については調整をする。一元化での実施は、平成16年度事業として平成17年1月4日に開催するというので、2カ所別々にやるのじゃなしに1カ所で一本化をして開催をしたいという調整案でございます。

19ページ、婦人団体ですけれども、婦人団体については合併後新町において連合組織の結成に向けて関係婦人団体を調整する。これも、青年団体と同じでございます。婦人会に運営をお願いするわけなんですけれども、できれば連合にさせていただけたらということだけでございます。するしないというのは、婦人会の方で考えて決定していただくことになろうかと思っております。下の中身につきましては現在の状況を記載してございます。

20ページにつきましては、中央公民館、地区公民館ですけれども、公民館については現在の南部川村中央公民館に新町の中央公民館を設置し、南部地区と高城地区、清川地区に地区公民館を設置する。岩代分館は現行どおり南部地区公民館の分館とするということでございます。

21ページでは、公民館の運営委員会でございますけれども、公民館地区運営委員の設置については現行どおりとする。南部川村では条例で地区運営委員を置くことができるということになってございます。これを、そのまま現行どおり設置をする方向で調整をしたいということでございます。

22ページに移りまして、公民館の作品展等ですけれども、公民館作品展等は地区公民館事業として実施する。備考欄にありますように、清川、高城、上南部、南部公民館事業として各公民館で実施し、文化協会等の学習グループで運営する。事業費については、団体補助の中で賄う。展示会開催日、展示作品など、各公民館の間で調整がつけば展示作品などを交流して展示するというところで、表は現在の状況を記載してございます。

それから、23ページでは公民館の各教室ですけれども、公民館教室については自主学習グループへの移行を図る。ということで、住民ニーズによる教室を各公民館で2年間程度開催し、その後自主学習グループへの移行を指導する。学習活動支援事業については、南部町生涯学習自主学習団体育成補助金交付要綱を基本に、新たな補助金制度を創設するというところで、公民館の事業でまず2年間程度講師先生をお呼びして勉強してもらって、あと3年間程度自主学習グループでやってもらって、そこには幾らかの補助金を出そうということで、1サイクル終わりますと、また新たに新しい方々で教室をまた始めていきたいというふうに考えてございます。

それから、24ページにつきましては文化協会です。新町において町内の文化活動の諸団体や自主学習グループが参加する一元化した文化協会の設立を指導する。ということで、今、南部川村の文化協会がございまして、これを、大きく広げていこうという案でございまして。

25ページにつきましては、成人教育関係ですけれども、成人教育講座等については、合併後新町において一元化し実施する。成人教育に対する多様なニーズを的確に把握し、健康、福祉、政治、経済、文化、歴史などの広い分野にわたる学習機会を提供するため、合併後一元化して実施する。今現在、南部町では「ワールド&ヒューマンNOW」というのが行われております。南部川村の方では「フレッシュ梅の里大学」を開催してございます。これらを一元化して実施をしていこうという案でございまして。

26ページでは、文化財の件でございまして、町村指定文化財は合併時に新町に引き継ぐ。ということで、南部町では52件、南部川村では38件の文化財がございまして、これは、新町に引き継いでいこうということでございまして。

27ページでは、図書館の運営でございますけれども、現南部町立図書館ゆめよみ館を中央館とし、現南部川村中央公民館を図書館分館、高城、清川公民館、岩代公民館分館を図書館分室とする。公民館図書は図書館図書と位置づける。ということで、現在の南部町立図書館を中央館としての機能、役割を果たせるよう施設整備を検討していく。各分館、分室の業務時間は、その施設の業務時間とするというふうな調整案です。

28ページでは、体育大会、運動会等についてですけれども、体育大会については、新町の総合体育大会として一本化し実施する。運動会については地区公民館事業とし、それぞれの公民館の取り組みによる。ということで、備考にありますように、各種競技ごとに新町全体を対象に実施する。例えば、野球、ソフトボール、バレーボール、ゲートボール、バトミントン、バスケットボール、

グラウンドゴルフ、テニス等あるかと思いますが、それらは新町全体を対象に実施をして  
いってはどう案です。

29ページでは、体育協会についてですけれども、体育協会については合併時に一本化をする。現  
在、南部町では南部町体育協会、加盟が16団体ございます。南部川村の方では、南部川村体育協  
会、13団体の加盟がございます。これらを新町では、1つの体育協会にしようという案でございま  
す。

30ページでは、人権推進委員会ですけれども、調整案としましては人権推進委員会については新  
町において一元化を図る。南部町では南部町人権推進委員会、南部川村では南部川村人権推進委員  
会がございます。これを、新町における人権推進委員会は会の目的に賛同する会員による組織とし  
てはということで、一元化に向けての案でございます。

31ページにつきましては、体育施設の使用料でございますけれども、体育施設の使用料について  
は、現行条例に規定している使用料及び照明料についてはその規定金額を新町に引き継ぐ。使用料  
を規定していない施設については、現在規定している使用料を参考に施設内容、面積等を勘案し、  
合併までに規定をする。備考にありますように、使用料については現在南部町において規定してい  
るが、千里ヶ丘球場を除き、在住者、在勤者が使用する場合は減免対象として実質免除とする。た  
だし、照明料については規定どおり徴収する。規定金額は消費税込みの金額で条例に載せようとい  
うことです。管理方法は、施設によって直営、委託となっているが、現在の管理方法で新町に引き  
継ごうという案でございます。

32ページは、教育施設の使用料です。学校施設に係る使用料については、現在の南部町規定の料  
金を継続し、この金額を基本に南部川村施設について使用料を規定する。町内在住者、在勤者につ  
いては、使用料を減免対象とし、照明料は徴収をする。備考にありますように、現在の南部小中学  
校の使用料金規定金額を基本に、面積、設備内容などを勘案し料金の設定を行う。この際、在住  
者、在勤者については、使用料の減免を行う旨の規定をする。ただし、照明料は規定どおり徴収す  
る。グラウンドと同じ考え方で体育館についても規定どおり徴収するというところでございます。

南部町、南部川村立小学校及び中学校施設の開放に関する規則には、教育委員会が特に必要と認  
めた場合を除き、町外者には貸し出さないこととなっていると参考を書いてございます。

33ページ、教育施設の使用料ですけれども、社会教育施設等の使用料については、現行条例に規  
定している使用料を基本に、面積、設備などを勘案して使用料の規定を設ける。減免規定を設ける  
ということで、各公民館の面積、施設設備などを勘案して、現在の南部町公民館の使用料金規定を  
基本に規定する。ただし、町内各種公共性のある団体などへの貸し付けについては、使用料金の減  
免とする規定を設け、生涯学習関連団体等への貸し付けは無料とする規定を設ける。規定料金につ  
いては、消費税込みの金額で表示をするということです。

34ページ、補助金関係です。各種団体への補助金、交付金については、新町において公共的必要  
性、有効性、公平性の観点から見直しを行い制度化を図る。同一、あるいは同種の補助金等につ  
いては、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。独自の補助金等については、従来の実  
績等を考慮し補助金等の目的を明確化し均衡を保つよう調整する。整理、統合できる補助金等につ

いては、統合廃止できるよう調整するというので、各種団体について南部町、南部川村両方並べてございます。考え方については、備考欄にそれぞれ分けて記載をしております。

35ページも引き続いて団体への補助金関係でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明をいたしました協議第28号 社会教育関係について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

D委員。

D委員 どの項目というのではないのですが、そしてまたこれは社会教育団体だけではないんですけども、ほかのところも関連してくると思うんですが、いわゆる16年度の予算をどういうふうに組むかということですね。

大体、社会教育団体というのは4月か5月に総会を開いて、そこで事業計画をつくって1年間活動していくわけですね。そのときに、10月に合併だからそこから一緒になってということにはならないと思うんですね。だから、16年度の予算の組み方は今のままでそれぞれやりきって、17年度に一緒になってやるとか、そういうところをはっきりさせないと、16年度の活動というものがどうやったらいいのかということになると思うんですね。

だから、「あなたの所は17年度から1本でやってくれよ」というようなそういうところを決めてもらわないと、例えば青年団にしたって婦人会にしたって、補助金は連合組織に出すとなっているけども、実際問題16年度はどういうふうな組み方をするのかという、その辺の考え方をお聞かせ願えたらと思います。

山田会長 このことにつきましても、先般の首長会議で随分討議をしました。

それで、私考えておりますのは、これは昭和の合併も参考にしているのですが、16年度は1年分、通年予算をそれぞれ両町村で組むと。そして、合併が10月1日ですから9月末で両町村でそこまでの分の決算をする。そして、その後の分は新町で新たにまず暫定予算を組んで、そして本予算を組んでいくという、そういう段階をおわないと、今心配されたようなことは、各団体の補助金の問題だけじゃなしに、事業もずっと継続しておりますので、工事にいたしましても、それから歳入面も税収も半年分だけ計上するというわけにはいきませんので、通年予算を組まないかんというように、そのように考えてございます。

なお、詳細につきましてはまだ検討の余地があるわけですが、基本的にはそのように考えております。

井上議長 いいですか。

ほかに何かご意見ございませんか。

山崎副会長 今回の問題は、会長おっしゃったとおりですが、例えば南部町の婦人会への助成金の出し方が南部川村と全然違うんですね。会長さんと話させていただいて、特に婦人会のケースの場合は色々ご協力をいただいておりますので、だから研修費というような形で助成をさせていただくということになる。

では、16年度どのようになるのかという具体的な問題になってくると、これ非常に難しいですね。だから、これは会長さんのおっしゃったとおりなんですけど、しかし10月1日になったらこれ旧南部町も南部川村もなくなるんですね。そして、50日間の間に新しく選挙をして首長が決まるので、50日間で会長さんが今おっしゃったように暫定予算というか専決をして、条例も専決をさせていただいて、50日間しのいで、これもう完全に経常経費だけしか組まないということですよ。

それで新しい町長さんが出て、そこでやりますから、今言ったように杓子定規にこれはぼんとうですということは不可能だろうと。会長さんが、いみじくもおっしゃったように、したがって10月1日のところまでは決算をするということです。そして、足らざる部分については新町でその合併協定に従って、組んでいくというようなことになりますね。

そのときにでも、そんなにうまくいくかという私心配、私やらないからそんな心配せんでも良いのやけど、その新しい人に心配してあげるのは、非常にこれ事務的にも技術的にも難しいと思う。だから、これ3月31日だと案外簡単なんですね。だけど、10月1日になると、そこら辺のところは問題になる。しかしまた利点もあるんです。両面がありますが、3月31日だったら5月くらいまでが暫定予算になりますから、同じようなことが起こり得るんですね。

だから、これは非常に事務的に競合するのと、それから執行といっても、南部町と南部川村の予算の取り方がすべて同じような形にはなってないんですね。だから、この辺は臨機応変にやって、そして団体の助成などについてはご心配ないようにしてくださいと、これはこの協定でご相談をさせていただきますからご安心くださいというようなことを個別にやらしていただかないと、一律にこういう予算執行をやりますのでという表現は今のところはできないと思います。

以上です。

井上議長 ほかに何かご意見ございませんか。

E 委員。

E 委員 婦人会ですが、南部町さんと南部川村では活動の仕方も大分違ってらるんですよ。

それで、行政とのかかわりも南部川村は多くて、国保税の徴収などもさせていただいていますが、その点はどうなるのでしょうか。

山田会長 従来どおりお願いをしていくつもりにしています。

それで、その取り扱っていただくお礼の率につきまして若干検討しないといけないと思いますが、実はこの間国保審議会でも決算があったようなとおりでございまして、南部町さんとは率が違います。同じお礼の取扱い、税金の手数料といえませんがいわゆるお礼の分ですね。率が違うわけ

なんですよね。そのすり合わせをしないといかんかなとは思いますが、それはなくするという事は考えておりません。

山崎副会長 ただ、これも会長おっしゃったとおりなんやけども、徴収を依頼するということは、そもそもできないのです、本当を言うと。税条例からいうと。だから、徴収の義務者は、あくまでも課税義務者と徴収義務者は市町村なんですね。しかしそれを依頼するということについては、これ違法行為ということではないけども若干問題はあるんです。だけど、それは代理収納をやっていただいて報償費を出させていただくと。これ前納していただくので報償費を出すということでしょう。

ただ、これ南部町と南部川村では又違うんです。南部川村はほとんどの地区やってくれるのかな。うちは7カ所かな。そしてうちは本部にも出させてもらっているんです。だけど、出している率は支部に出させてもらう分は少ない、南部川村と比べると半分強ぐらいかな。そういうことの調整もどうするかという問題はあります。しかし、会長さんがおっしゃった基本的には我々の協議では、そういうことをご依頼申し上げますと。それと、私ところは嫌ですということも言えるんですよ。村から言われたから、町から言われたからしなくてはいけないというものじゃないんで、それは自主的に代理業務をやらせていただきますよという契約上の話なので。だから、うちのうちに7支部しかやってきてないところもありますし、南部川村のようにほとんどのところがやってらっしゃるところもあります。

その辺の違いがあるし、この辺の調整はそのときに調整をとらせていただく。それは10月だからということで余り関係なしに調整できるという、これが我々の協議したことです。

山田会長 これは、婦人会の皆さんはよくわかっていただいておりますが、ほかの皆さんね、税金をなぜ婦人会が扱うのかということですね。それをちょっと一から説明というか申し上げておきます。

昭和34年に国保制度が始まったときに、なかなか理解が得られなかった。国保制度そのものが理解をしてもらえなくて、「もうわしら入らんで、あんなもん、国保へ入ったら良い薬はくれん、注射はしてくれん、金がなければなかなか注射してくれん」というのが、そういう時代であったんです。それで、その趣旨の普及という意味に置きましても、婦人会の皆さんに相談を申し上げて、それで国保税を取り扱っていただいて、そしてそれによりまして趣旨普及をし、国保制度そのものを理解していただく、それをやりましょうということでご協力をいただいて始まったものなんです。

ですから、税金を中間で世話するという事はできないんですが、ですから、そのときにつけた名称が保険税取扱ということにしています。徴収委託とかというのはできないんですね。公の税金ですから。厳密に言えばよろしくないことですが、出発がそのように出発して、だから私はこの婦人会さんに対するお礼のことを検討するとき、経過を知らない人はなぜ婦人会が、南部川村で約400万円あります。そんなもの、その分税金を下げたらいいやないかという議論が出てくるのは当然なんです。今の時代だからその議論はできるんですけれども。しかし、今まで国保制度を軌道に乗

せて今日までにしたという功績というのは、婦人会さんには非常に大きなものがあるんですね。

だから、率は辛抱してもらわないかん部分があるかもわかりませんが、しばらくは存続していかうかというのが一昨年のこの南部川村の国保運営審議会で検討した結果なんです。

納税者の皆さんは、とにかく引き落としをして欲しいという希望が非常に多いです。それはとめません。悪いですけどとめません。ご自由にどうぞ引き落とし、ご希望者には引き落としをして、その分だけ婦人会さんが取り扱う分が減ってきてるわけなんですね。まことに申しわけないですけど。時代の変りやからちょっと気張ってもらわないといかんかなと。

本来は、南部町さんとの違いは連合婦人会へ入ってないんですね、国保の報奨金は。各単位婦人会、上南部とか高城とか、あるいは清川とか。そういうところへ入ってありまして、連合婦人会へ入っていないと。私は当然連合婦人会へ拠出しているものやとばかり思っておいたら、ところがしてなかったんですね。B委員さんが会長のおきに、連合婦人会にお金がないから助成して欲しいというようなことになりまして、失礼だけどそんな要望がありまして、それで今の金額に引き上げたという経過があります。保険税の南部川村の扱い方とそれから趣旨、出発ということです。

ですから、今ご心配されているように、今までそういうご功績も踏まえて、正直国保税のこの取扱いをとめたら婦人会の運営成り立たないということになって、主客転倒してあるわけですね、今の時代は。それは、若干今やむを得ないかなと、そのように考えております。

井上議長 続いて、F委員。

F委員 27ページ、現在の南部町立図書館を中央館とするということなんですが、備考欄に中央館としての機能、役割を果たせるよう施設整備を検討していくということになっておりますが、1つはよく言われるんですが、駐車場がないということで、この施設の整備というのはそういう駐車場も入れてのことでしょうか。

小谷事務局長 皆さんからよくお聞きする分で、駐車場が欲しいという分も含めて施設整備というふうに事務局の方では検討してございます。

F委員 そうすると、先程山崎副会長も言われたんですが、住民に納得していただけるようにしようと思ったら、駐車場も含めて検討していくと入れたらどうですか。

山崎副会長 図書館の考え方としては、駐車場の問題点というのは南部町の町立図書館。そこが本館であると。分館に駐車場っていうのは考えられるけど、本館自体に駐車場がないことはないんですが、ほとんどないじゃないかとかこういう議論があるんですが、基本的に図書館の考え方は本館があつて分館があつたら、分館の方が格落ちだという意味じゃないんですよ。

だから、当然のこととして今図書館というのはご存じのように、本の検索なんかでも、ここの図書館もあそこの図書館にも全部本を置く必要はないんです。南部町の場合にも、県の図書館と連絡

もとりまして、それで南部町にない図書は県立図書館から持ってくるシステムになってるんです。図書館というのは、そういうふうな形でやらないかんということで、基本的に図書館というのは小学校区に1つというのがこれ常識だと言われてるんですね。だから、上南部にも高城にも清川にも1つずつあって、そして岩代にもあって南部にもあるというのが、これ小学校区で1つずつになる。だから、この分館だから格落ちで図書室で良いという意味ではないんです。ここに書いてるのは、当然のこととして駐車場問題もあるけれども、私は南部川村の図書館が図書室で図書館ではないと言ってるんじゃないんですよ。ないのですが、まず一本化して、南部の図書館から連絡とって、ここにない図書を持ってくるというそういう連携がとれてないんですよ。だけど、今回の合併時にそういうシステムを構築しよう。そして、ここをまた新しく図書館を建てることも含めて、あるいは生涯学習センターの中に、図書館が併設されたところが随分あるわけで、そこにそういう形で充実をしていこう。こういう意味で分室ということを考えておりますので、本館へ行かないと分館では間に合わんというのではなく、例えば高城の人が南部の図書館まで来るとするのは、そんなことをさせること自体が間違いなので、高城においてそして何時間か後には自分の欲しい本が南部の方から届くというシステム、そういうものを構築しようということで書いておりますので、その点ご理解いただきたい。

それから、南部の図書館を全部充足せよと言うなら、先程も言ったように、南部幼稚園が移転しない限り物理的にできませんので、将来はなるかもわかりませんが、今すぐあそこへ図書館をつくれと言われたって、これはなかなか無理な話ではあると、そういうことです。

井上議長 G委員。

G委員 山田会長さんが、国民健康保険の集金ということの基礎というものをわかっていただいていたので安心したのですが、なぜ婦人会が集めてリポートみたいなものを取るんだということとはよく言われていたんです。そういうことを言われてるから、集める側から言うと今の人にはもう集めること自体に嫌気をさしているのと、保険料によって収入がわかってくる。直接振り込みをすればわからないままで行くけども、集金に行けばあそこの家がどれだけの収入だということがうわさに別にしないのにするというような感覚で、色んなことがあったんですけど、出足のことでわかっていただいてよかったなと思うんですけど。

南部川村は全員が集めているようなお話しでしたが、南部町は7つしかやってないということは、そういうことのいざこざがたくさんありまして、そこまで言われながら集金せんならんことはない。それで、そういう集金の仕方をする地区というのはすごく金額が大きいんですよ。それを、支部長さんが集めてきて、役場はすぐに取りに来てくれるけども、もしも手違いで紛失をしたり、集金はしてきたがどこかへ置いたという不手際がある可能性もあるので嫌がっていると。今度合併したときには、その徴収はなしにして、そのかわり、今まではこういうことでしていただいたんだから、多少の報酬は認めましょうと言ってくれるかなというような淡い期待も持っていたんですけど、今の現状のままで実行する予定だということなんですけど。

そして、南部町と南部川村が合併して婦人大会、婦人会そのものが合併しても、やはり1年に1回か2回、婦人大会とか、せいぜいそれぐらいのことしかできないと思うんです。毎月の寄り合いは、やっぱり南部は南部でやる。上南部は上南部で寄り合いをしていかない限り、いちいち1カ所へ寄って、月に1回の集合とか、そんなことでは婦人会活動も廃れていくばかりだと思うので、そういうことはこの予算も面も含めてどういうふうになるのか、わくわくしながらも楽しみにも心配も両方しています。

それと、先程言われたように16年度の会計の予算は組んで、南部町の婦人大会は2月にありますので、10月に合併したら、そこから後はまた決算してというようなことをお話になっていましたけど、先に大会をしないといけないのかなと思うような気がします。1年間の事業計画というのを、16年度はどういうふうにしてするのかになって心配はしていたので、その辺のことも含めて、今まで町長さんも口ばかりかもしれませんが、婦人会には大概世話になっているからと、会ったら言ってくれる、あなたの言うことは聞かんと悪いって言うけど、そこら辺のことも含めて。

山崎副会長 先ほど言ったように、協議したのは婦人会の組織の問題は我々が関与すべきでない。しかし、お願いとして連合婦人会だけはこれはつくっていただきませんか、それはどういうふうな会長組織をしてどういうふうな組織にするかは別にして、これはお願いとして。しかし単位婦人会を南部、あるいは上南部、高城、清川という旧村で旧町村の名前で言えば、そこに4つできようが3つできようが、2つになるうがそれは一番効果的な、あるいは歴史的な背景で皆さんがお考えをいただくと、そういうことでいいのではないか。無理やり1つにやってくれなんていうことは申しておりませんと、こういうことです。

それから、国保の問題については会長がおっしゃったとおりで、南部町の場合は特に1つは納税の口座振替というものが所得税とか町民税の場合に、非常にうちの場合は農業所得以外の方でそれが多かったわけですね。だから、そういうことでうちはもう払い込んでいるのに、口座振替やっているから婦人会に集金してもらわなくて良いと、それと人の税金を婦人会の役員さんに知られるのは嫌やという。そういうことで初めはもっと多かったんですがご辞退をされるところが出てきた。これはそれでいいと。それともう一つは、国保税というのは国保料という言い方と両方あるんです。そして、料なら構わんです、それ収納を委託してもね。だから、国保税というのは、国保料という料金だというものの色彩が非常に濃いということで、それでなっております。

それと、しかしお金を扱うと得することはないですよ。だから、損失の負担はどうするんですか。これは、昔は役場の職員でも出納事務やっていたら必ず損する。だから、それを補てんする金というのを金庫に入れてあったんですね。それは、1万円なり2万円なりその範囲内だったらその金を扱う危険度があるからというようなことで、それで手当を出したりするようなこともありました。だから、今はもうほとんど口座振替で現金を扱うということはありませんから、今、税金を現金で扱っていただいているのは、恐らく婦人会だけだと思うんですよ。だから、このことについては新町になろうかならまいがですけど、特に新町になったときに、そういうことをお願いする以上、危険負担についてはどういうことにするかということもきちんと決めるべきだと、こういうふう

うには思っております。

それから、16年度の助成金の出し方は先ほどと同じですけども、特に南部町の場合から言いますと、南部川村もそうだと思います。非常に敬老会とか何かで本当に婦人会にお世話になっている。ところが、婦人会だけにたくさん出させてもらおうよと言うと、ほかのところで承知せんところ出てきますよね、はっきり言って。それで、会長さん、要るとき言うてよと、私の内緒の金出させてもらおうよと、こういうことになるんですよ。内緒のお金なんてあるわけないですけどね。これは、議会で議決してもらったときの助成金を。その辺のところがあります。

これはしかし、新町になっても続くケースはあるかもわかりませんね。色々福祉の関係とか何かで婦人会の方がお手伝いしていただいてやっていただいた。その報奨費というのは当然出すべきですから、あるいは形を変えてどういうふうに出させていただくか。これは新町になっても私は起こり得る問題だと。しかし、16年度についてはご心配なさっていただかなくても、我々山田会長も10月まではおりますから、そこのところできちんと調整をさせていただけると、こういうふうに思います。

山田会長 国保税のことで、婦人会とか関連のお話おわかりになったと思いますが、後で提案してまいります国保事業に関するところで、徴収依頼団体というところの項目が出てまいります。これ、今日提案するところの宿題になりますので、そのときにそこのところでもお考えいただきたいと思います。

それと、今は振替納税が主体になってありますから、本音はそうしていただきたいというのはあるわけなんですけど、婦人会さんにしても、いわゆる婦人会そのものの運営の固定ラインになってますよね。だから、そこのところが、主客転倒していますので非常に難しい問題があります。それをどうするかということですが、今差し当たりは計画してということですね。というようなつもりであります。

井上議長 ほかに何かご意見ございませんか。

特に、ご意見もないようでありますので、協議第28号 社会教育関係については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしとの発言がございました。

よって、協議第28号 社会教育関係につきましては、原案のとおり承認をされました。

ここで、10分間休憩します。3時5分から始めたいと思います。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時 5分

井上議長 会議を再開します。

それでは、引き続きまして今回提案をされる協議事項に移りたいと思います。

継続協議となっております新町まちづくり計画についての追加提案で、協議第22号の1 新町まちづくり計画（素案）（その2）について、事務局から説明をさせていただきます。

小谷事務局長 会議資料の4ページです。協議第22号の1 新町まちづくり計画（素案）（その2）について。新町まちづくり計画素案その2について別紙のとおり提出する。平成15年8月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、別冊の資料になってございます新町まちづくり計画をお願いします。

前々回に、素案その1ということで提案させてもらってございましたけれども、今回主要事業名等を記入した分ということで、改めて提案をさせていただいてございます。それで、前段の部分で前回との違い、どこがどう変わったかということ、まず最初に申し上げたいと思います。表紙にイラストが入ってあるのと、1枚めくっていただきますと目次で一番下に「7.財政計画」というのが新たに入っております。

それから、次変わったところでは、5ページの目標計画策定の方針の中ほど、2)、計画の構成というところ、2行目ですけれども、「公共施設の適正配置」となっております。これ前回の分では「公共施設の統合整備」となっておりましたけれども、統合整備という文字を適正配置に変更をさせていただきました。

それから、11ページの新町の将来像イメージ図、山から海へ、海から山へ、循環、連携の図ですけれども、この図については、南部町出身の出口さんにイラストを描いてもらいました。これにしてはどうかということで提案させてもらっております。

それから15ページ、3の保健・医療・福祉の充実というところで、3行目と5行目にございます「障がい者」という文字ですけれども、障害者の「害」という字を漢字からひらがなに変更させていただいております。

それから16ページでは、中ほどの 交流の場の整備というところの下から3行目ですけれども、「及び町内外の交流を円滑にするための道路整備などの基盤整備」、この部分を追加してございます。前は「また、野外イベント、遠足や老人会などの集まりなどで住民が憩える空間となる公園の整備を図ります」となっておった部分に追加をして「及び、町内外の交流を円滑にするための道路整備などの基盤整備」この文字を入れております。

それと、17ページの上側 ですけども、梅、備長炭、漁業による合同産業祭り、その後の（仮称、：例として「体験漁業&魚・梅・炭直販イベント」）ということで、括弧の部分を追加して例として入れてございます。

それから、18ページは新たにつけ加えてございます。図表14ということで、重点プロジェクトのイメージ図ということで、コミュニティバス関連ということで、図示した方がわかりやすいかなということで、こういう感じですよということでつけさせていただきます。これは、前回ご

ざいませんでしたけれども今回つけております。

それから、20ページの施策と事業で3の保健・医療・福祉の充実というところの事業の欄で下側、「福祉の充実」となっております。これ前は「地域福祉の充実」という表現でしたが、地域を省いて福祉の充実にしております。地域福祉というのは、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉というふうに並んでございまして、非常に狭い意味だそうです、それを単純に福祉の充実ということで一くくりにしております。

それから、22ページですけれども、の2番目、山産業の部分で4行目追加をしております。「また、みどりの雇用事業などを活用し定住促進を図ります」、この部分前回なかった分ですが、追加をしております。

それから、23ページに移りまして、2「教育・文化の充実」のところ、学校教育の充実で3行目「教育を進めます」というこの後追加しております。「また、全町対応の学校給食を推進します」、この部分を追加させてもらっております。

それから、下の方へいきましての生涯学習の充実で2行目ですけれども、これも追加をしております。「図書館など」という言葉、「ネットワーク化を図る中で、図書館など既存施設を中心に」というふうに、前回「図書館など」というのはありませんでしたが、追加をしております。

それから、24ページに移りまして「芸術・文化の振興」で追加ですけれども、1行目の後ろの方から、「平須賀城跡など」ということで、前は「高田土居城など」ということになっていましたが、高田土居城の後に平須賀城跡という部分も追加をさせていただいております。

それと、一番下の福祉の充実、これも地域を省いて単なる福祉の充実にしております。

それから、一番下の欄、障害者の「がい」が変わっております。

27ページの一番下の行ですけれども、これは省いた分でございます、「また、土地利用転換の動向を踏まえつつ、今後とも適切な宅地の供給などを支援」と書かせてもらっておりますけれども、前回の分では「また、土地利用転換の動向を踏まえつつ、県営住宅の改修や建築なども検討し」となっております。「県営住宅の改修や建築などを検討し」という文、これを今回省かせていただいております。文言の変わった部分は以上でございます。

それで、あと23ページの一番上にございます図表17から以下、表の中身、施策名、主要事業名を記入させていただいております。この主要事業名につきましては、現在県と協議中でございますが確定しておりませんが、予定としてこういう事業をやりたいということで記載をしております。なお、この中に本来国・県の事業も入るわけですが、それにつきましては県と協議が終わっておりませんのでまだ記入をしております。最終的には、国・県事業も含めて記入をしたいと思っております。

24ページの図表18も入っております。そこで、小中学校改築事業とか農道整理事業と一くくりにしております。それが29ページの図表22まで、色んな事業名を記入しております。

それから32ページ以降、財政計画、これが新しく入ってきてございます。32ページ、財政計画の前提条件としましては、ここに書かせてもらっておりますように新町における財政計画は平成17年度から平成26年度までの10年間について、歳入歳出の各項目ごとに過去の実績等により、普通会計

ベースで作成をしたものです。普通会計ベースという言葉なんですけれども、一般会計と別に例えば南部川村の場合は鶴の湯特別会計も含んでおります。南部町の場合は住宅新築資金等貸付事業特別会計、それと公共用地先行取得事業特別会計、これも含めて普通会計ベースというふうに表現をしております。

あと、歳入につきましては地方税、これまでどおりの歳入で見込んでいます。地方交付税につきましては、普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定をし、合併に係る交付税措置（合併特例債への措置等）を見込んでおります。なお、交付税につきましては、金額は変わらない方針ですけれども、国勢調査が5年に一回行われておりまして、そこで人数減る分、これは当然減るであろうということで、平成18年と23年度で若干減らしております。平成18年からは5,000万円ずつ5年間、23年以降は1億円ずつ減る形にさせていただいております。

それから、3番目の分担金及び負担金、これは過去の実績によって算定をさせていただいております。国庫支出金、県支出金、これにつきましては過去の実績でやっております。繰入金、これは財政調整基金とか減債基金からの繰入金、なお福祉基金の果実運用の部分も繰入金として予定をしております。

それから、最後は地方債ですけれども、地方債については新町まちづくり計画における主要事業の実施に合併特例債及びその他の起債を活用してございます。また、従来からの臨時財政対策債・減税補てん債を見込んでございます。これが歳入の部分です。

歳出につきましては、1番目に人件費ですけれども、人件費については合併後退職者の補充を抑制することにより、一般職員の削減及び合併による特別職職員の減を見込んでいます。又、合併に伴います特別退職勸奨制度という部分、これにつきましては今別途研究中でございます。それで、この財政計画の中には勸奨による退職分は反映してございません。定年による退職、これが10年間で64名定年を迎える職員がおります。それで、新規採用としまして年2人ずつ採用するとして10年間で20名、差し引き44名の減、率にして24%です。そして、10年度は138名体制になろうかというふうに思っています。なお、現在の職員数は両町村合わせて183名でございます。

それから物件費ですけれども、物件費については2町村の共通事務費の減、大きなものとしたしましては委託料などがございます。それにより、合併後の10年間で約3割の削減を目標としていましてということで、電算委託料の減とか車両等備品類の削減や集中管理による減を見込んでございます。選挙の経費、首長選とか議員選挙、これも半分になる予定にしております。

3番目、扶助費ですけれども、扶助費については高齢者福祉への対応等を見込んで、過去の実績等により算定をしております。しかし、今後は増加をしていくであろうという見込みでございませぬ。

補助費等については、過去の実績によって算定をしております。補助費の中で、大きいのはやはり一部事務組合等の負担金等が大きでございます。各種団体への補助金につきましては、両町村似通ってございまして、どちらも約2,000万円ずつの4,000万円が現状でございませぬ。

それから、公債費ですけれども、公債費については平成16年度までの地方債に係る償還予定額に、17年度以降の新町まちづくり計画における主要事業の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込

額を加えて算定をしてございます。

繰出金につきましては、老人保健事業とか介護保険事業への繰出金を見込んでおります。なお、この中に公共下水道会計、農業集落排水会計への繰り出しも見込んでおります。

7番目、最後、普通建設事業費ですけれども、これは新町まちづくり計画における主要事業に係る普通建設事業及び主要事業以外の普通建設事業を見込んでおります。又、南紀用水事業費の償還予定額もこの中に含んでございます。南紀用水事業費の償還額としましては、平成24年度で終了する予定ですけれども、15億 5,559万円残ってございます。それを、表にしてあるのが次のページ、34ページと35ページでございます。

それで、この中で歳入のうちの分担金及び負担金、それと国庫支出金、県支出金、地方債、この分につきましては10年間で行う事業に必要な分、いつどの事業をしてという分までは組み込めておりませんので、10年間均等割とさせていただいてございます。なお、参考ですけれども、地方交付税で26年度34億 4,300万円となつてございます。これが、27年度から5年間にかけて暫定的に減つてまいります。16年目、平成32年度の予定金額を申し上げますと30億 2,200万円となる予定でございます。4億 2,100万円減るであろうという予想をしております。

それから、歳出の方で普通建設事業費20億円であったり18億円であったり、数字ありますけれども、これにつきましては歳入合計から歳出合計を差し引きしまして、その残り、普通建設事業に充てられるであろうという金額をここに記載をしてございます。

以上が歳入歳出の表でございます。

それと、あと1枚もので右肩に資料2です、今申し上げましたまちづくり計画の中では一くくりにしてあった事業なんですけれども、新町、みなべ町で想定される施策事業、こういうものであるかということで行政調整会議の中で担当部会からヒアリングをした結果拾い出した分でございます。あと、これに国・県の事業が最終的には載つてこようかと思ひます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

すみません。恐れ入ります。ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

22ページ、先ほど申し上げました山産業ですけれども、22ページの山産業の4行目で今回追加をさせてもらった分で「みどりの雇用事業」となつてございます。これ「みどり」漢字になってございますので、漢字の「緑」に訂正お願いしたいと思います。大変恐れ入ります。

井上議長 継続協議となっております新町まちづくり計画についての追加提案であります。

ただいまの説明についてのご意見、ご質問がございましたら、どうぞ遠慮なくご発言をしていただきたいと思います。

ご意見、ご質問ございませんか。

D委員。

D委員 国・県の事業が後でこの他に入ってくるでしょうし、途中の説明でもあったんですが、概要は見えてきていますか。協議中だということですけども、協議の進みぐあいはいはどんなものです

か。

小谷事務局長 国・県の事業は、一応13の事業について8月11日県の方で説明会、ヒアリングがありました。県の方で現在計画に載っている分、これについては感触的には非常によかったのですが、ただまだ未定であるよという部分が非常に多くございました。それらについて、今後まだ県の方へ再々協議に行くわけなんですけれども、特に多かったのは県道の部分、今後10年間の予定というのは県としてはまだまだ未定であるよという分が多くございましたけれども、どの程度、どの辺まで記載をさせていただけるのかということで、今後、これからどんどん詰めていく部分になるのかなと思います。

井上議長 D委員。

D委員 13のうち幾つぐらい未定なんですか。

小谷事務局長 協議内容の結果といたしますか途中経過ですけれども、事業費の金額の出ている部分がそのうち3つございます。ですから、残り7つ、これから努力をして金額を書きいただけるように努力をしていきたいと思っています。

井上議長 いいですか。Dさん。

山田会長 ちょっと私が補足します。

本当は全部出したいんですよ。今協議していることを。ところが、項目と数字が出たらもうできるものやと皆思い込んでしまわれますので。ところが県の振興局とか総務部や市町村課の方はよくわかって頂いているんですが、肝心なその事業課の方がまだはっきりと見通しが、これはもう当然だと思んですがつかないんですよ。ですから、はっきりと皆さんに公表するような段階にまだ来ていないんです。

ですから、まことに失礼でありますけれども、一番関心の深いところだと思いますが、口頭説明の段階で今日のところはご勘弁をお願いしまして、今県との交渉をしている部分、全額満額ということをお願いして、また振興局長さんにもご努力をいただきまして、実現に努めていくつもりでございます。

山崎副会長 県の市町村課長と個別に話あった経緯があるんですが、ちょっと皆さんに申し上げます。

今、和歌山県でここまで合併の論議が具体的に進んでいるところは、極端に言うと南部町と南部川村だけなんです。

例えばコンピューターを移行するとしても、1億円超すようなお金が要るわけですね。これ、ど

うしてくれるんですかと。いや、これはいろいろ考えますよとは言ってくれるんですが、みなべに決めたらそれが右へならえになるわけですね。ですから、今会長のおっしゃったように、そういう公共事業だけじゃなしに、事務経費の問題にしたって、いろいろお金要ることについて県から億単位のお金をくれるということは言ってくれているんですが、特例債についても、これは良いよとなったら、みなべ町でこの特例債は良いよとなったら、次から来る合併市町村みんなに良いということになるわけで。その辺が県も言いたいけど、言って約束したら、みなべだけだったら良いけど全市町村にわたってくるから待ってくれと。ちょっと言葉が明快でないんですよ。

その辺、今の点も含めてちょうど協定を結ぶ11月ごろまでには、これはどうしてもやってもらわなければならない、きちっとしてもらわないかんことなので、局長さんもその辺は非常にわかってきていますので、今、色々新聞に出っていますが、こういう具体的な新町建設計画だとかこういうふうなお金の問題まで議論しているのは、南部町と南部川村のこの合併協議会だけという、その状況もひとつご理解をしいて頂きたいと。

隠しているということでは決してございませんので。

井上議長 D委員。

D委員 答弁は要りませんが、私ら小学校の時の運動会の徒競走、1等賞はノートだったんですよ。2等賞は鉛筆だったんです。そんなこともありましたので、子供のころの思い出に申し上げておきます。

山田会長 はい、わかりました。

井上議長ほかに何か。皆さん、ご質問ございませんか。

C委員。

C委員 先ほど素案2で県営住宅の改築というのが削除されたのも、いわゆる県の事業ということで削除されたということですか。

小谷事務局長 そのとおりでございます。

国・県の事業については、県と協議をした結果でないともまだなかなか書くところには至らないということで削除させていただいてございます。

井上議長 ほかに何かご質問、ご意見ございませんか。

山崎副会長 それからもう1つ、財政計画を出させていただいていますが、その中で我々議論したのが、先ほど局長が言いましたように、退職勧奨をするのかしないのか。少なくとも南部町と南

部川村で現在 200人近い職員が。特別職、議会、そういう定員が自動的に効率よく減る分と、そういう勤奨制度、勤奨制度なので辞めるとのことじゃないですよ。希望退職なんですけど、そういうことを導入するのかというようなこととか、あるいは交付税の問題とか特例債の活用がどこまでいけるかという。今回出させていただいているのはあくまでこの参考で、これに今度実際にやるケースになってくると、さま変わりした状況になるかもわかりません。それはお含みおきをいただいて、現時点で考えられる財政計画を出させて頂いていると、そういうふうに把握していただきたいと思います。

井上議長 ほかに、何かご質問、ご意見ございませんか。

ご意見もないようですので、それでは協議第22号の1 新町まちづくり計画（素案その）については、委員の皆さん方でそれぞれご検討をしていただき、次回の協議会でも引き続き協議をお願いしたいと思います。

それでは、引き続いて今回提案をされます協議事項に移りたいと思います。

協議第29号 国民健康保険事業の取扱いについてから、協議第31号 社会福祉協議会の取扱いについてまで、一括して事務局より説明をしていただき、ご質問につきましては説明の後をお願いしたいと思います。

小谷事務局長 それでは、最初の資料に戻っていただきまして5ページをお願いします。

協議第29号 国民健康保険事業の取扱いについて。国民健康保険事業の取扱いについて提出する。平成15年8月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。

国民健康保険事業の取扱いについてということで、中身につきましては、6ページに同じものがございますので、6ページ以下で説明をさせていただきます。

6ページ、国民健康保険税の課税の部分でございます。調整方針案としましては、国民健康保険税については、合併期日から合併年度の年度末までは旧町村で設定した税率による不均一課税とし、合併の翌年度から一本化した税率を設定する。国民健康保険税の本算定は7月1日、納期については7月から翌年2月末までの8期とする。ということで、備考を申し上げますと平成11年度から平成13年度までの1人当たり調定額では、南部町と南部川村に大きな差はない。平成14年度、15年度については、課税標準額の激変、医療制度改革などで税率も医療費についても不安定な状況となっているが、本来の状況であれば国民健康保険税における南部町と南部川村の差は小差である。南部川村の特例措置ということで、表の中に（ ）書きしておりますけれども、国保財政調整基金の調整によるもので、平成15年度と平成16年度で実施をする予定の分でございます。なお、この表の中で平成15年度の欄ですけれども、南部町、南部川村とありまして、南部川村のところの特例措置でございます。例えて申し上げますと、右端の1人当たり調定額、15年度南部町6万8,557円、南部川村6万7,139円。ただ、右にありますように特例措置ということで、財政調整基金から取り崩して減税に回した分ということで、実質は4万6,407円ですけれども、本来は6万7,139円ですよという、こういうふうな表にさせていただきます。納期は、南部町が8期、南部川村は5期、新町で

は8期にしようということでございます。

続きまして7ページ、給付の部分ですけれども、出産育児一時金、葬祭費の給付額は現行どおりとする。出産育児一時金は30万円、葬祭費は3万円、両町村違いはございません。高額療養費委任払制度及び高額療養費貸付制度については、合併までに調整する。右の備考ですけれども、高額療養費委任払制度については、新町においても存続する必要があり、対象者については合併までに調整をする。対象者の違いについて、合併までに調整を行います。それから、貸付制度ですけれども、高額療養費貸付制度については、委任払制度で対応できていることから利用者が少なく、新町において他の制度も含め総合的に検討をするということで、11年以降の状況でいきますと、南部町は12年に1件ございます。南部川村では11年以降利用がございません。以上の状況でございます。

8ページ、保健事業ですけれども、国民健康保険事業の保健事業については、新町において調整する。これは、南部川村で脳ドックを行っております。南部町は以前行ってございましたけれども、13年度から実施をしてございません。これにつきましては、脳ドックについては新町において実施する。対象年齢等、受診対象者については、合併後一元化をするということで、新町で脳ドックを始めようということでございます。

それから続いて9ページですけれども、基金・運営審議会・徴収依頼団体等です。調整方針案では国民健康保険財政調整基金については、新町における国保財政の健全化に資するため、合併時に両町村の基金全額を持ち寄るものとする。国民健康保険運営協議会の委員数は、人口規模から新町においても現行の12名とする。国民健康保険税の徴収については、新町において口座振替を推進していく。徴収依頼団体への補助金の額の算定方法は、合併までに調整をするということで、下に両町村比較の表がございます。基金の違い、それから運営協議会の委員の状況、任期の違い等ございます。それから、徴収依頼団体については一番下側ですけれども、南部川村は3%、南部町は本部、支部合わせて2%という状況でございます。これらについては、合併までに調整をしたいという案でございます。

続きまして10ページですけれども、協議第30号 財産及び債務の取扱いについて。財産及び債務の取扱いについて提出する。平成15年8月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。財産及び債務の取扱いについて。合併時において、2町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新町に引き継ぐものとする。明細等につきましては、以下11ページ以降に添付をしております。

主な財産、行政財産、両町村、土地・建物別、それから普通財産、有価証券及び出資の金額、物品、車両の台数、それから基金の金額、地方債、債務負担に基づく平成14年度以降の支出予定額、それから債務の合計がございます。そこで、具体的な調整内容の一番上に3行ほど書いておりますけれども、町村有の土地で土地台帳面は町村有であるが、従来慣習により事実上、大字区が権利を持った土地は、合併後、公募上の名義は新町に引き継ぐが、その所有は旧来の慣習に基づき大字区有とする。今現在、この慣習による大字区財産については、大字区の方に名義変更の手続きを行っている最中でございますけれども、16年9月末までに完成しないときを見込んで、こういうふうな表現をさせてもらっております。公募上、新町の名前になりますが、所有については従来慣習に基づいて大字区有ですよということで、これらの土地については当然のように固定資産税は払って

いただいております。

12ページは、行政財産の両町村の違い、それと普通財産の違いがございます。庁舎の面積であるとかその他の行政機関、これは消防倉庫、水防倉庫、備蓄倉庫等でございます。それから、学校、住宅、公園、その他施設、これは備考欄にありますようなもの、代表的なものを載せております。それから、普通財産としては宅地が南部町にございます。山林の状況、その他ということで右側にありますように南部町であれば旧し尿処理場とか花卉団地、駅前広場。南部川村の方では旧小中学校の用地、それから梅漬施設、清川にあります用地等でございます。

13ページにつきましては、有価証券及び出資による権利ということで、両町村サイバーリンクスの株券からテレビ和歌山までざっと並べてございます。森林組合については、南部町になくて南部川村の方にございます。又、下の方にございますように、県漁業信用基金協会、これは当然村にございませぬ。合わせまして、南部町が1億 5,691万 1,000円、村が1億 3,222万 2,000円という状況でございます。

14ページは、車両の台数を載せてございます。南部町27台、南部川村56台が現状でございます。

15ページにつきましては、基金の状況を載せてございます。土地開発基金からその他の基金、それと定額運用基金等一覧表にしてございます。合計いたしますと、南部町16億 7,821万 1,000円、南部川村21億 3,412万 7,000円、こういう状況でございます。

16ページは債務でございまして、地方債の残高でございます。一般公共事業債からずっと特別会計で借りております農業集落排水事業債、それと債務負担行為に基づく15年度以降の支出予定額等も記載をしております。南紀用水の償還金もここに含めてございます。合わせまして、合計南部町112億 5,923万 4,000円、南部川村 104億 2,933万 9,000円、これが現在の状況でございます。

それから、17ページでは公営企業の部分で南部町の上水道会計と南部川村の水道会計ということで、どういう資産があるかというのを表示しております。一番下には企業債の未償還残高がございます。南部町1億 2,746万 1,000円、南部川村2億 7,819万 7,000円という状況でございます。

最後18ページにつきましては、公共施設の状況でございまして、道路の延長とか舗装済みの延長、それから橋梁の数、漁港施設、外郭施設の延長とか係留施設の延長、公園の数とか公営住宅、給水人口、農業集落排水の処理人口、処理面積、それから保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童数とか学校等の活動を書いております。それから、隣保館、公民館、図書館、野球場の状況の表でございます。

以上が財産細部の取扱いでございます。

続きまして19ページ、協議第31号 社会福祉協議会の取扱いについて。

社会福祉協議会の取扱いについて提出する。平成15年8月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、社会福祉協議会の取扱いについて。社会福祉協議会の事情を尊重しながら、統合に向けて調整に努める。事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努めるという案にさせていただきます。

なお、20ページには両町村の社会福祉協議会の現在の状況を載せております。役員とか事務所、職員数、基本財産、会員の募集とか共同募金歳末助け合いの状況の表でございます。

21ページも引き続いて、受託事業、どういう事業を受けておるか。それから、福祉団体の事務局をしている団体、どういうものがあるかとか、老人クラブの状況の表でございます。

22ページにつきましては各種団体の状況です、違いとしましては一番上の身障連盟、これは南部町では保健福祉課が事務局をしております。南部川村は社協がやっております。それと、逆に遺族会の方につきましては、南部町では社協でやっておりますけれども、南部川村では住民課が担当していると、こういうような違いがございます。

それから、23ページは広報紙。これはお互い毎月発行しております。それと、両町村での社協単独事業はこういう事業をやっているよというのを、これを参考につけさせていただいてございますけれども、先ほど申しましたように調整方針の欄としましては社協の事情を尊重しながら、統合に向けて調整に努めるといふように調整案をさせていただいてございます。

以上が29号から31号でございます。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明がありましたように、提案されました協議項目につきましては、役場が行っている事務事業の細部にわたるものであります。当協議会においては、南部町と南部川村の合併に向けて、事務担当部門が調整をしていく方向づけとして協議・確認をしていきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。

ただいま提案された協議事項につきましては、提案があって次の協議会で協議・確認の手順となっておりますが、ただいまの説明についてのご質問、ご意見がございましたらご発言をいただきたいと思っております。なお、説明は一括でしていただきましたが、質問につきましては順次分けていきたいと思っております。

まず、協議第29号国民健康保険事業の取扱いについて、質問なりご意見を承りたいと思っております。

ご質問・ご意見ございませんか。

ないようでありますので、協議第30号 財産及び債務の取扱いについてに移らせていただきたいと思います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

山田会長 ちょっと山林について説明申し上げておきます。参考までに。

これは、昭和の合併のときに、高城の三里峰というところにあったのが、全部じゃないです。200町ほど。旧高城村が整理をするときに、なかなか整理できないということで、その村有林であったのを、新村で買い受けまして、そして高城村の処理をしたというのも含めてあるわけなんです。そして、清川にも湯ノ川というところに大きな植林があるんです。それで、この植林の考え方なんですけれども、共通認識を持っていただきたいなと思っておりますのは、今のところは山林、特に杉、ヒノキの価値というのが本当に落ち込んでしまってますから、もうゼロとは言えませんですけども非常に下がっています。それで、これの維持管理をしていかなきゃならないので、今は大変な重荷になるうと思っております。

しかし、私の考え方としては、この杉、ヒノキというのは年々大きくなっています。現に

に出したのがあるわけでありますが、この山の相場というのは今のまま続かない、必ず盛り返してくるだろうとっております。といいますのは、地球環境の問題で外材の乱伐がありまして、それがだんだんと抑制されてきてありますから、外材に頼っておったのが国産材に転換されてくるという時代もそう遠くはないんじゃないかなというように予測をさせていただきます。

外国の影響によるわけなんですけども、7月1日でありましたが、中国が備長炭の輸出を禁止しました。理由は中国は山林の乱伐がありまして治水が悪化しまして、長江という川が大洪水を来したということでありまして、それで山林の伐採を抑制した。そして、これから木を埋めようという政策に転換されたところでありまして、そういうことが今後、今は中国のそれだけでありますけども考えられることになると思いますから、私はこの杉、ヒノキってというのは大事にしたいから楽しみがあるなというふうに思っております。そのようにご認識をしていただけたらと思います。

井上議長 ご質問ございませんか。

山崎副会長 南部の町長として申し上げるんですが、財産の関係で見ていただいたら、南部川村の皆さんは貧乏人と結婚せなあかなというふうに出てとめられるかと思いますが、決して弁解じゃございませんので、ちょっとお聞きをいただきたいんですが、例えば南部町には辺地も過疎もございません。だから、南部川村の起債の額をおって見ていただくときにも、辺地債には52%ですか。交付税処置があるんですね。

小谷事務局長 80%です。

山崎副会長 80%、失礼しました。それがうちはないもんですから。

こういうものが南部川村にありますけれども、それは特定財源といって、国からの交付税の中に算入が入りますから、その差し引きを計算してもらわないかん。南部町の場合も、例えば同和対策事業、今もうほとんど減りましたが、同和対策事業でやった部分についてはこれは同じような辺地債並みの処置がされていまして。それから、100億円を超すんですが、8億円ほどは国民宿舎の方で借りています。これは、どこからもお金いただきませんけれども、元金と利息を返すのは、全部国民宿舎の会計からこちらへ入れております。だから、これは計算するときには我々の気持ちとして引いていただきたい。あるいは、同和対策でお借りしている部分も、辺地債並みで大分減りますので、その財源内訳を引いたら、それでも南部町の方が多ございます。特に南部町と南部川村で起債の差の一番大きいところは公営住宅ですよね。だから、公営住宅は別にこれは同和対策だけでやってるわけじゃありません。これは、町独特の1つの政策でやっておりますので、同和対策事業でやった公営住宅は財源処置があるんですが、その他の部分についての公営住宅にはありません。

特に、土地代については、これは全く国の施策の方で補助金がないんです。これ1つは、買ったならそれは町の財産やないかという考え方がある。しかし、上に住宅建ってあるから国が言うように財産、我々は勘定できないけど、国に言わしたら財産だと言うんですね。そういうところも、ひと

つご理解いただいて、そんなに大きな差はないのかなという思いと、それと公共下水道、これも大きなウエイトを占めておりますので、この辺もちょっと割り引いて考えていただけたら借金度はそんなに変わらないのかなと理解していただけたら。これ弁解じゃないんです。それから、貯金の少なさについてもこれはおわびを申し上げないかん。だから、山田会長さんには合併するまでにできるだけ村の方で使っておいてよと、うちと同じぐらいにしてよと言うていますが、山田会長さんはそんな細かいことは言わんでいいと、こういうふうに言うてくれるんですが、貧乏な方にしたらそういうことのひがみ根性を持ちます。

でも、南部川村との比較じゃありませんけど、投資額は、今年予算も40億円に達しないぐらいの、一時大きいときには60億円ぐらいはずっとやってきましたけど、今40億、30億ぐらいなんです。非常に行政投資するとか公共事業をやるといって少なくなってあります。公共下水道に非常に大きなウエイトが置かれてありますが、今差し当たって大きな投資をしなきゃならんというところがない。

だから、借銭はあるし貯金も少ないけども、これからやることは、支出は割りに少ない。南部川村も少ないけど。そこだけが救いかなと思うので、その辺ひとつ南部川村の皆さん、公の場ではもっとしっかりせよと、おしかりは言いにくろうと思いますので、弁解がましゅうございますけれども、どこかの町では貧乏やからおまえ出ていけとは言われなかったけども、貧乏だと言われたんで腹立ったというところも聞いておりますので、私は確かに南部川村の皆さんには申しわけないという点はあると思いますけれども、しかし水道なんかの点では貯金は私ところの方があのかな、こういうふうにも思いますので、良いところも見てやっていただいて、それを申し上げておかんと、えらい貧乏人と一緒になると帰って言われたら困りますので、よろしく願います。

井上議長 ご意見、ご質問ございませんか。

そしたら、次に協議第31号 社会福祉協議会の取扱いについてというところについて、ご質問、ご意見ありましたらどうぞご発言をいただきたいと思います。

ございませんか。

ないようでありますので、それでは協議事項につきましては委員の皆さん方でそれぞれ検討していただきまして、次回の協議会で協議をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、協議事項の提案及び協議を終わりたいと思います。

続きまして、 の確認事項について事務局から説明をお願いします。

小谷事務局長 24ページ、これは次回協議会の開催でございますけれども、第8回は平成15年9月22日、時間は午後1時30分、場所は南部町役場3階大会議室で予定したいというふうに考えてございます。

第9回につきましては、まだ日程等は決まってございませんけれども、第8回は9月22日に開きたいなというふうに考えてございます。

よろしく願いを申し上げます。

井上議長　そういうことであります。

本日の議事につきましては終了をいたしました。

何か委員さん方で特にございませんか。

ないようであります。

それでは、委員の皆さん方におかれましては、本日ご多忙中にもかかわらず、そしてまたご熱心にご協議をいただきまして、会議の運営にご協力を賜りまして本当にありがとうございました。これで終わりたいと思います。

では、閉会に当たりまして合併協議会副会長の山崎繁雄南部町長からごあいさつを申し上げます。

山崎副会長　皆さん方、お忙しい方々ばかりですのに、本当に毎度のことですけれども、協議会、大変に長時間にわたっております。まず厚く御礼を申し上げたいと思います。

この間の首長の打ち合わせ会議でも申し上げたのですが、予定としては12月の議会で合併協定を結ぶと。要するに、そこでもう南部町と南部川村の合併が議会の議決をいただいたら正式に成立いたしますして、そして年明けから県との折衝、そして国との打ち合わせという段取りということに予定をいたしております。

したがって、次回10月ぐらいの協議会でほとんどの協議が終了をするということでない、だからあと2回ぐらいで終了のめどがつくという形になるかというふうに思います。そうしないとスムーズに事が運ばない。若干余裕はありますけれども、そういうことでございますので、大きな山を越したかとも思いますけれども、最後の詰めの問題も若干残っております。お忙しい方々ばかりであります、その都度またこういう会議とは別に皆さん方がお集まりをいただいたり、あるいはまた議会においてご協議をいただいたりするような機会が頻繁になるかというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、我々はモデルになろうというつもりで南部町と南部川村が推進したわけではありませんけど、結果的には良い意味のモデルか悪い意味のモデルかは我々の立場ではわかりません。しかし、いずれにいたしましても先ほど申し上げましたように、県の間においても南部町、南部川村のこの新しい新町をつくるという合併ということが、県においてもそういうことの対応の1つの対象になっていることは事実であります。

そういう意味で、責任も重うございますし、県の間にもこれから濃密な打ち合わせをしていかなきゃならないというふうに思っておる次第であります。

そういう意味で、皆さん方、これからもどうぞよろしく。あと本当に胸突き八丁に迫ったのかなという気持ちであります。今後ともよろしく願いを申し上げまして、閉会のごあいさつにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

井上議長　ありがとうございました。

これで、本日の議事日程は全て終了しました。  
閉会とします。ご苦労様でございました。

司会 井上議長様、ご苦労さまでした。  
事務局から連絡をさせていただきます。

次回協議会は、9月22日月曜日、午後1時30分、南部町役場3階大会議室で開催します。  
本日はどうもご苦労さまでした。

午後4時 5分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員